

西予市住宅用火災警報器購入費補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 3 日

西予市告示第29号

(目的)

第 1 条 この告示は、住宅用火災警報器を購入しようとする市内に居住する世帯に対し、西予市住宅用火災警報器購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見に寄与するとともに、火災から市民の生命や財産を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、住宅用火災警報器(以下「火災警報器」という。)とは、住宅において火災により発生する煙を感知し、警報を発する装置をいう。

(補助対象世帯)

第 3 条 補助対象となる世帯は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の住民基本台帳に登録されている者が属する世帯であること。
- (2) 世帯の全員が、納期限が到来している市税の滞納がないこと。
- (3) 世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第77号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費は、居住する西予市内の住宅等に設置する火災警報器(国家検定品に限る。)の購入費及び設置費とする。ただし、西予市火災予防条例(平成16年西予市条例第254号)で義務付けられている場所以外への購入費及び設置費については補助しない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 4 分の 3 以内の額とし、その限度額は 10,000 円を上限とする。ただし、当該補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1 世帯につき当該年度中 1 回限りとする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市住宅用火災警報器購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定により提出された申請の内容を審査し、適当と認

めたときは、補助金の交付を決定する。

- 2 交付の決定及びその通知は、補助金を交付すべきものと認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。この場合において、当該申請に係る申請書を申請者からの請求書とみなす。
- 3 市長は、第1項の審査及び必要に応じた調査の結果、補助金を交付すべきでないとき、その旨を西予市住宅用火災警報器購入費補助金却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この告示の規定及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の実施について不正の行為があったとき。

(指導監督)

第9条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月19日から施行する。

附 則(令和8年西予市告示第156号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に使用されているこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。